

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第 9 号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則
香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（身体障害者等に対する環境性能割の減免を受けようとする者の提示すべき書類等） 第34条の7 条例第86条の9第1項第1号に該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免を受けようとする者は、同条第2項の規定により、次の各号に掲げる身体障害者等の区分に応じ、当該各号に定める書類及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（<u>同法第84条第1項の運転免許を現に受けていることを証明するに足る書類又は電磁的記録を含む。</u>以下「運転免許証」という。）を提示しなければならない。この場合において、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車（以下「家族等運転自動車」という。）の取得に対し課する環境性能割の減免を受けようとする者にあつては、同項の規定により、減免を必要とする理由を証明する書類を添付しなければならない。 （1）・（2） 略 2 略	（身体障害者等に対する環境性能割の減免を受けようとする者の提示すべき書類等） 第34条の7 条例第86条の9第1項第1号に該当する自動車の取得に係る環境性能割の減免を受けようとする者は、同条第2項の規定により、次の各号に掲げる身体障害者等の区分に応じ、当該各号に定める書類及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下「運転免許証」という。）を提示しなければならない。この場合において、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車（以下「家族等運転自動車」という。）の取得に対し課する環境性能割の減免を受けようとする者にあつては、同項の規定により、減免を必要とする理由を証明する書類を添付しなければならない。 （1）・（2） 略 2 略

附 則
この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。